4 転職により収入が減少した場合

貸与額算定基準額(11ページ **5** (2)参照)は提出されたマイナンバーにより取得した住民税情報により算出しますが、スカラネットで必要事項を入力し、かつ以下の条件を全て満たす場合は、給与収入及び事業所得について、転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定(以下、再審査という。)を行うことが可能です。

□2022年1月2日(秋に申し込む場合は2023年1月2日)以降に生計維持者が転職したことによって収入が減少した □税情報に基づいた家計基準で選考した結果、第一希望の申込区分の家計基準を満たさず不採用となった

再審査を希望する場合、**収入を証明する書類の提出が必要です。**なお、書面審査には1~2か月かかるため、通常に比べ、選考完了が大幅に遅れることがあります。

※転職とは、2022年1月2日(秋に申し込む場合は2023年1月2日)以降に勤務先を変更した、または開業したことをいいます。減収しただけでは転職とみなしません。

【転職後の収入を用いて審査を行う流れ】

- (例)第一希望が第一種奨学金、第二希望が第二種奨学金の場合で、マイナンバーにより取得した 住民税情報による選考を行い、第一希望の第一種奨学金が不採用であった場合
- ①スカラネットで申込み
 - ※生計維持者が2022年1月2日(秋に申し込む場合は2023年1月2日)以降の転職により減収し、再審査を希望する旨を入力
- ②マイナンバーにより取得した住民税情報で家計審査 ※この段階で第一希望の貸与奨学金に採用となった場合、再審査は行いません
- ③第一希望の奨学金が不採用
- ④機構から学校に収入証明書類の提出を依頼
- ⑤学校からあなたに収入証明書類の提出を依頼
- ⑥あなたから学校に収入証明書類を提出し、学校から機構へ提出
- ⑦提出された収入証明書類による再審査
- 8選考完了
 - ※再審査の結果は学校を通じてお知らせします

転職後に減収した収入により、書面による再審査を希望する場合のスカラネット入力

スカラネット画面 「⑨あなたの家族情報」 の 2. (f) に以下のように入力します。



③「上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します」に図します。

「はい」を選択するにあたっては、12ページの「収入・所得の上限額の目安」も参考にしてください。 書面審査はマイナンバーによる選考結果が判明した後に行います。そのため、通常に比べ、選考の完了が大幅に遅れ ることがあります。そのことをよく理解した上で、希望するようにしてください。

転職しているが、減収していない場合



再審査のための書面審査が必要となった場合の提出書類

提出が必要となった場合は、学校から提出依頼があります。学校から書類の提出依頼があった場合は、以下の書類の提出が 必要です。

※提出時期については学校に確認してください。

対象者	必要書類	概要
再審查対象全員	(様式)収入証明書提出用紙	様式は学校から受け取ってください。
給与収入の場合	転職後の給与明細 (直近3か月分) ※直近3か月の期間内に賞与がある場合は賞与明細書も提出 ※複数の勤務先がある場合は、全ての給与明細を提出 ※転職してから3か月に満たない場合は、転職した月以降の分を提出	給与明細から平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年額を算出します。 ※氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細書が必要です。
事業所得の場合	帳簿 (直近3か月分) ※開業してから3か月に満たない場 合は、開業した月以降の分を提出	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入(売上)金額から必要経費を差し 引いて所得金額の年額を算出します。

- ※上記以外の収入については、マイナンバーで取得した情報を利用するため、書類の提出は不要です。
- ※給与収入及び事業所得がある場合は、両方提出が必要です。
 - (例) A社に転職し減収したが、自営業(変化なし)も行っている場合は、A社の給与明細及び、自営業分の帳簿を提出 してください。